

統計改革をめぐる当面の課題に関する意見

2020. 6. 19 舟岡 史雄

1. 一般統計調査の区分の見直しについて

- 重要度の低い一般統計調査については承認手続きを簡素化するのが望ましいとの考えは、日本統計学会における「公的統計に関する臨時委員会 報告書」での提言に沿うものであり、強く賛同する。
- 簡素な手続きとしては、事前の承認と調査実施後の検証(外部機関も活用)の方式に従い、事前の承認については調査目的と他統計との重複等に関する形式的な審査にとどめて、統計調査の迅速な実施を可能とする。調査実施後の検証は、統計調査の適切性(調査目的と調査の設計等)、正確性(調査計画の履行状況、有効回答率等)、有用性等の観点から行い、検証において不適とされた統計調査については、停止等何らかのペナルティーを科すべきである。
- また、区分見直しに際しては、単に一般統計調査を従来の手続きに従う統計調査と簡素な手続きで済ませる統計調査に2区分するだけでなく、現行の基幹統計と一般統計の入れ替えも視野に入れることが必要である。更に、それぞれの区分ごとに明確な基準を設定し、基幹統計の基準と合わせて、3つの基準の適用によって世の中で必要とされる統計情報の創出と統計体系の整備につながることを期待される。
- さらに、そのような統計情報の創出と統計体系の整備を行う際には、狭義の政府統計の範囲だけで考えるのではなく、独立行政法人や国立大学が行う統計調査、国から民間の研究機関への委託研究等の一環として作成される統計など※も視野に入れる必要がある。

※ 統計法第二十五条が規定する独立行政法人等が行う統計調査において届け出を要する対象は、統計法施行令第8条で日本銀行のみとされており、国の独立行政法人等が必要に応じて行う統計調査や、国から民間の研究機関への委託研究は規程の対象外となっている。しかし、これらの対象外の調査は、報告者には国が行う統計調査と区別がつかず、経団連を始めとする多くの調査客体の負担増加や国が行う統計調査に対する協力度合いの低下の大きな原因ともなっており、そのような観点からも、体系的な整備に当たって視野に入れることが重要である。

2. 経済社会の変化への対応

- コロナ以降の社会の大きな変容を的確に捉えて、必要な統計を作成できる体制を構築する。

(1) 新たな政策の企画立案に資するための統計のスクラップ&ビルド

- ・ 新規の政策の裏付けとなる統計情報の明確化と現行の政策と紐づけされている統計の洗い出し
- ・ 過去の政策課題と密接で必要とされてきた統計の大幅見直し(単なる継続性の維持の観点は排除)
- ・ 統計における府省間の縦割り体制を大幅に緩和し、既存の統計に所管外の府省庁から調査対象範囲の拡大や新規の調査事項の追加の要求を受け入れる仕組みの構築

(2) DX (デジタルトランスフォーメーション) の進展に対応した統計作成手法の開発

- ・ 適時的確な速報統計の作成と提供
- ・ GIS の統計への活用に向けた全省的な取組み体制の構築
- ・ WEB 情報の統計への活用のために全省が協働したウェブスクレイピング手法の研究開発
- ・ 携帯基地局データ、GPS 情報、IOT 情報等、民間の所有するデータの統計化

(3) 従来の統計調査の実施の困難と大幅見直し

- ・ 統計調査員調査のあり方の再検討と調査体制の見直し
- ・ 行政情報記録の大幅活用とそれに基づいた統計調査の体系的整備
- ・ 真に統計調査が必要な統計の洗い出しと罰則規定の適用の積極化

3. 統計改革推進に向けて

○これまでの統計改革に関する情報と認識の共有に立って、今後の社会の大きな変容を迎えて、これまで以上のスピード感を持った取組み方が期待される。